

子ども・子育て支援新制度について

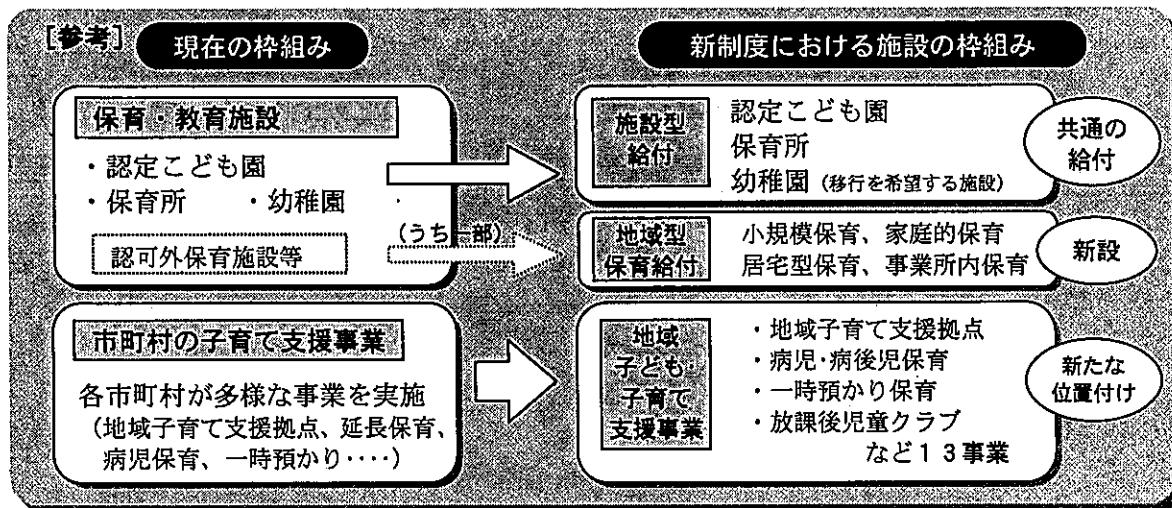
少子対策課

1 子ども・子育て支援新制度の概要

○幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための新たな制度として、平成27年4月に本格施行予定。消費税率10%時の増収分が、その財源に充てられる（10%への引き上げはH29年4月1日から）。

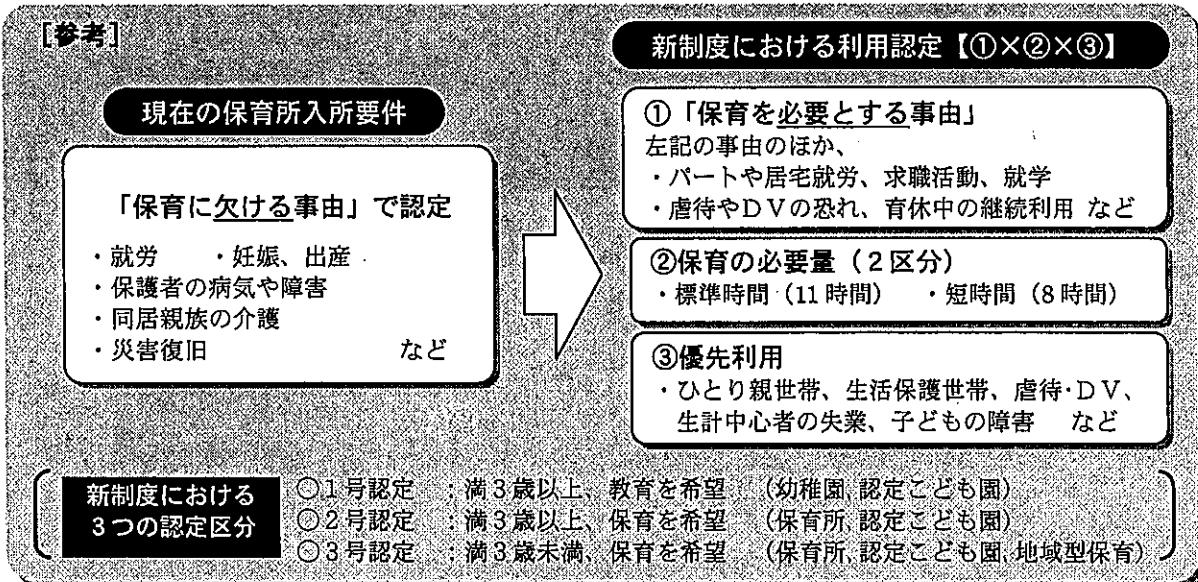
(1) 新制度の主なポイント

- ◆ 待機児童の解消に向けて、保護者等のニーズに対応した教育・保育サービスを確保
- ◆ 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及
- ◆ 新たに、小規模保育や家庭的保育などを給付対象とする「地域型保育給付」を創設
- ◆ 地域の実情に応じた多様な子育て支援の充実（地域子ども・子育て支援事業）



(2) 教育・保育施設を利用する対象者等

- ◆ 現行の「保育に欠ける事由」の見直しに伴い、パートタイムや居宅就労などの就業形態であっても保育施設の利用が可能であることが明記
- ◆ 児童虐待やDVなども認定事由に明記されたほか、「優先利用の有無（ひとり親家庭や障害児等）」も考慮されるなど、市町村ごとに異なっていた入所要件が明確化



1 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は平成27年4月の本格施行を予定。市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。
※ なお、消費税8%への引上げによる増収分を活用し、平成26年4月から、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組みである「保育緊急確保事業」を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る。

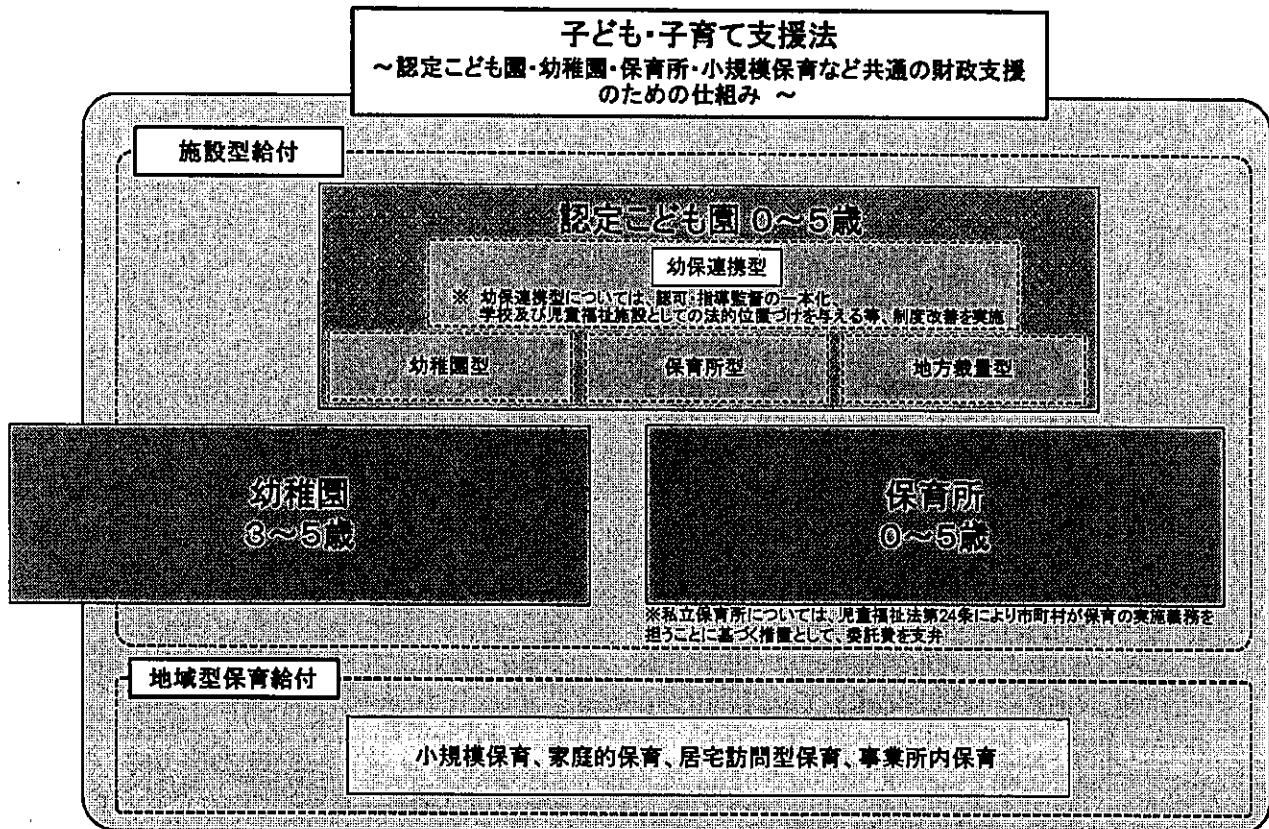
2 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るために、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)
- ⑥ 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
 - ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
 - ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- ⑧ 施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行を予定



6

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、 給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

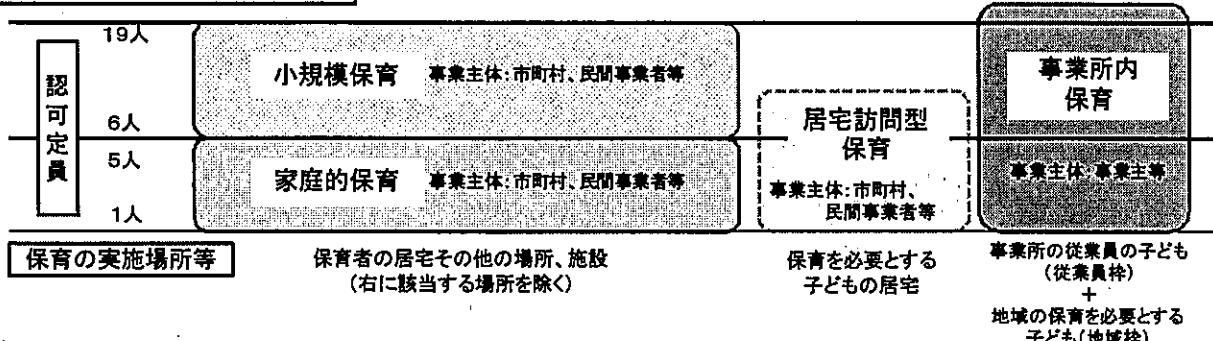
(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

7

1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

地域型保育事業の位置付け



1

2. 地域型保育事業の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

- ➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。
- > 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
 - > 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
 - > 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）は、児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所（児童福祉施設）に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

＜各事業の特徴＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人） ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々（数人～数十人程度）	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

2

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

28

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

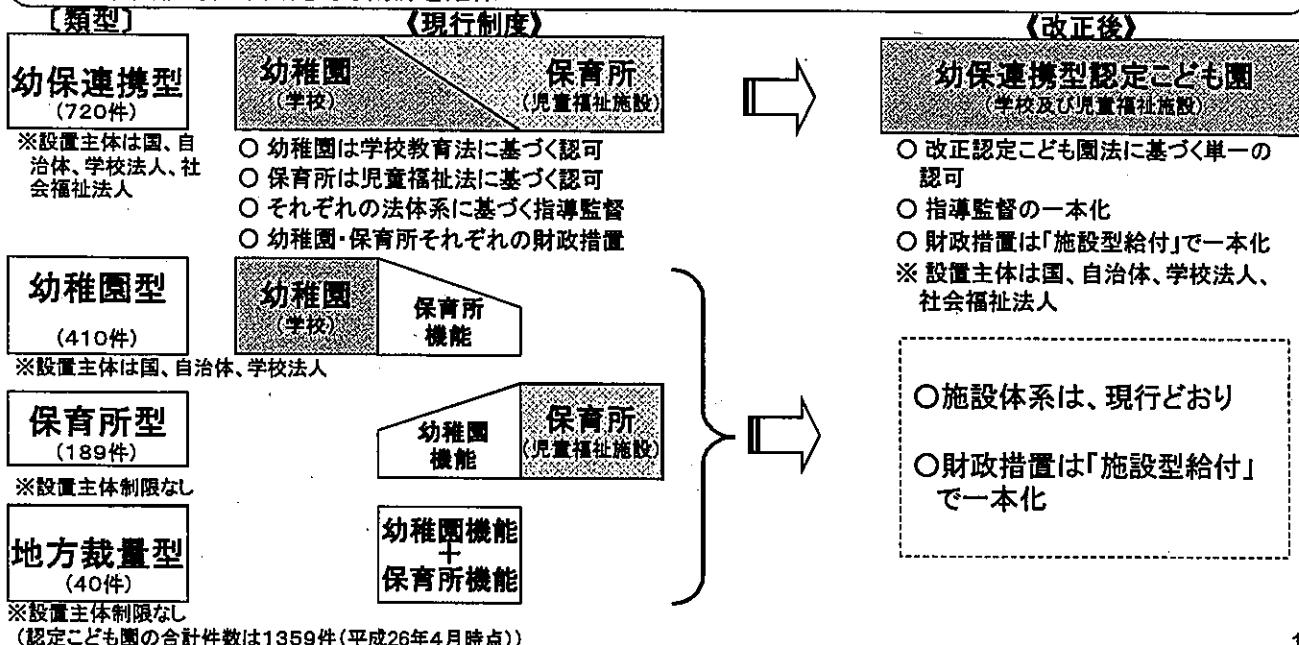
①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
<p>1 就労</p> <p>2 妊娠・出産</p> <p>3 保護者の疾病・障害</p> <p>4 同居親族等の介護・看護</p> <p>5 災害復旧</p> <p>6 求職活動</p> <p>7 就学</p> <p>8 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>9 育児休業取得時に既に保育を利用していること</p> <p>10 その他市町村が定める事由</p>	<p>②区分(保育必要量)</p> <p>1 保育標準時間</p> <p>2 保育短時間</p>	<p>③優先利用</p> <p>1 ひとり親家庭</p> <p>2 生活保護世帯</p> <p>3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>5 子どもが障害を有する場合</p> <p>6 育児休業明け</p> <p>7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>8 小規模保育事業などの卒園児童</p> <p>9 その他市町村が定める事由</p>

保育の必要性認定・指標(優先順位)づけ	
<保育標準時間>	Aグループ(10点)
	○○ ○○ □□ □□
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○
※ 保育短時間も同様	
計 X人	
計 Y人	

→ 利用調整へ

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たに「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



11

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性質	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園・保育所機能)	児童福祉施設(保育所・幼稚園機能)	幼稚園機能・保育所機能
職員の性質	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいかいすれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいかいすれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいかいすれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参考基準の ため、各都道府県の条例等 により異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参考基準の ため、各都道府県の条例等 により異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参考基準の ため、各都道府県の条例等 により異なる場合がある。
開園日・閉園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

・児童福祉法の改正により新たに同法に規定された交付金の対象は児童福祉施設である幼保連携型認定こども園となっています。また、現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、今後の仕組みについては、予算編成過程において検討していくこととしています。

・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

42

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

13

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

14

① 利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業

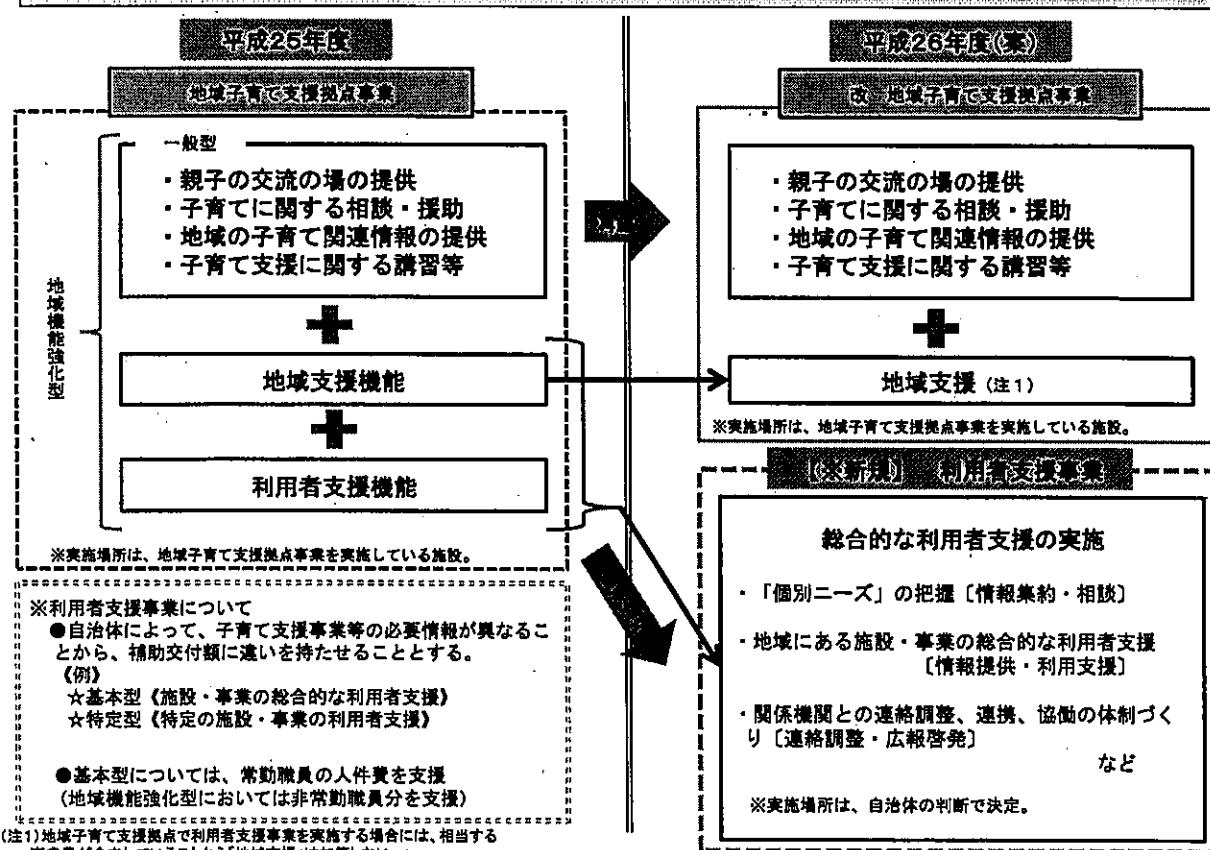
利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

子ども・子育て支援にかかる施設・事業



5

地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について



6

③ 妊婦健康診査について

(1) 法的根拠

法的根拠

- 母子保健法第13条で、市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定。

母子保健法（抄）

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

※ 母子保健法第13条第2項は、子ども・子育て支援法整備法で規定（未施行）

(2) 事務の性質

- 妊婦健診は、母子保健法上は実施主体である市町村の自治事務。そのため、事業の実施方法（実施回数、公費負担額等）については、各市町村の判断による。

※ 通知で、公費負担にあたって望ましい健診回数、実施時期及び標準検査項目を示している。（技術的助言）

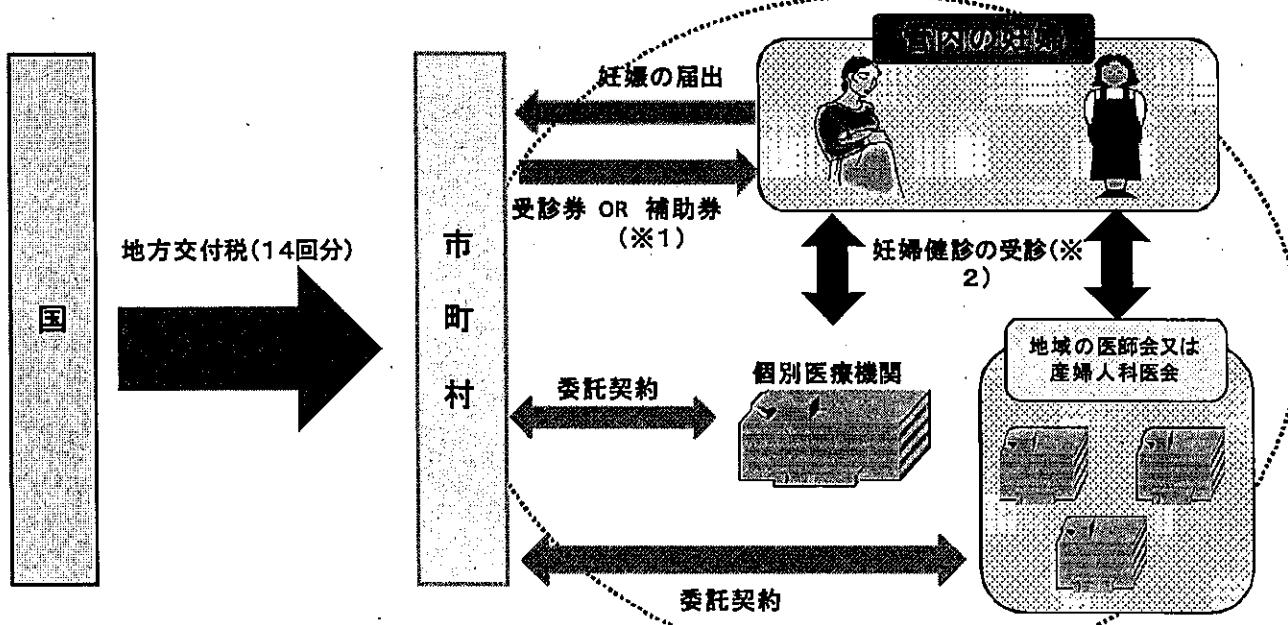
(3) 公費負担

- 従来、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度（※））の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において公費負担を拡充した。

※ 「必要な回数」とは、通知にて示している公費負担にあたって望ましい健診回数のこと。

15

妊婦健診の公費負担事務の流れ



※1 受診券: 各市町村が公費負担することとした検査項目を記載。(当該検査に係る検査についてのみ公費負担。検査項目と併せて公費負担金額も記載している市町村が多い)

補助券: 各市町村が公費負担することとした金額を記載。(検査内容は医療機関により異なり得る)

※2 実際の公費負担額は市町村ごとに異なるため、一部自己負担が発生する市町村もある。

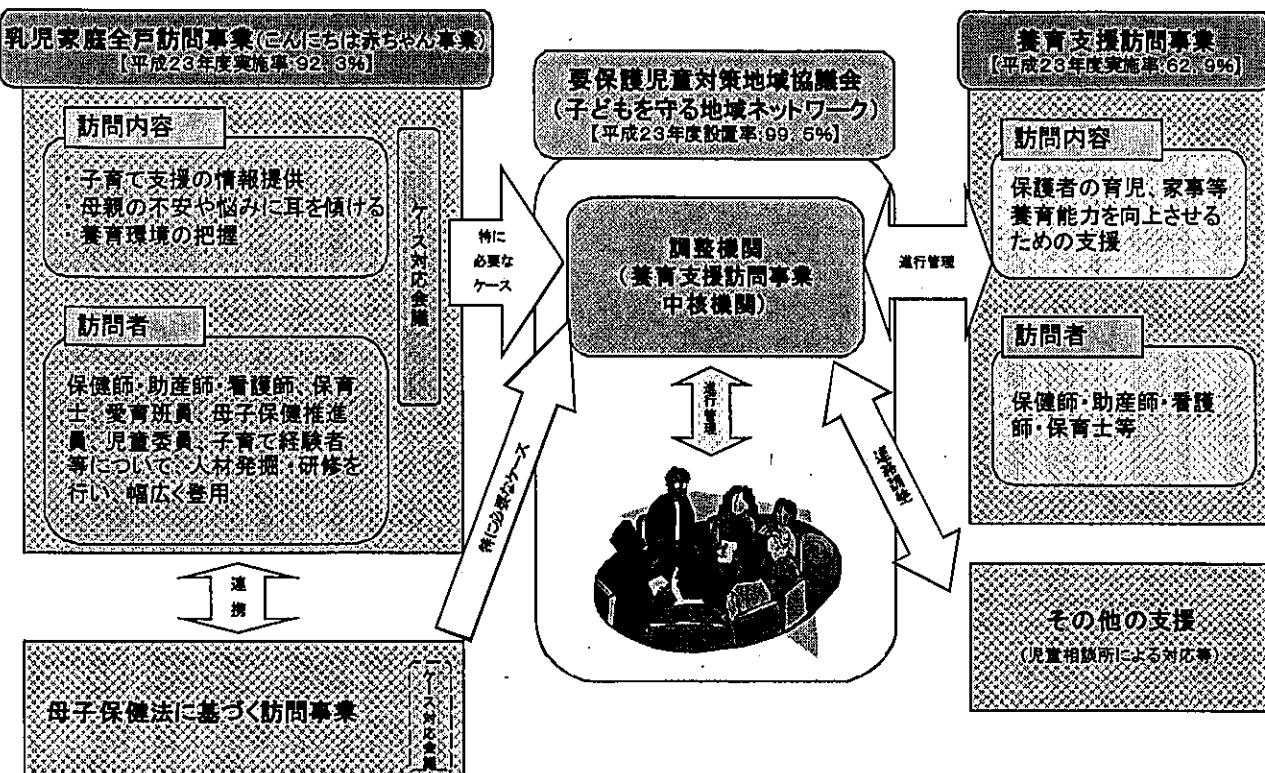
また、委託契約を結んでいない医療機関で妊婦健診を受けた場合には、償還払いにより対応している市町村もある。

18

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

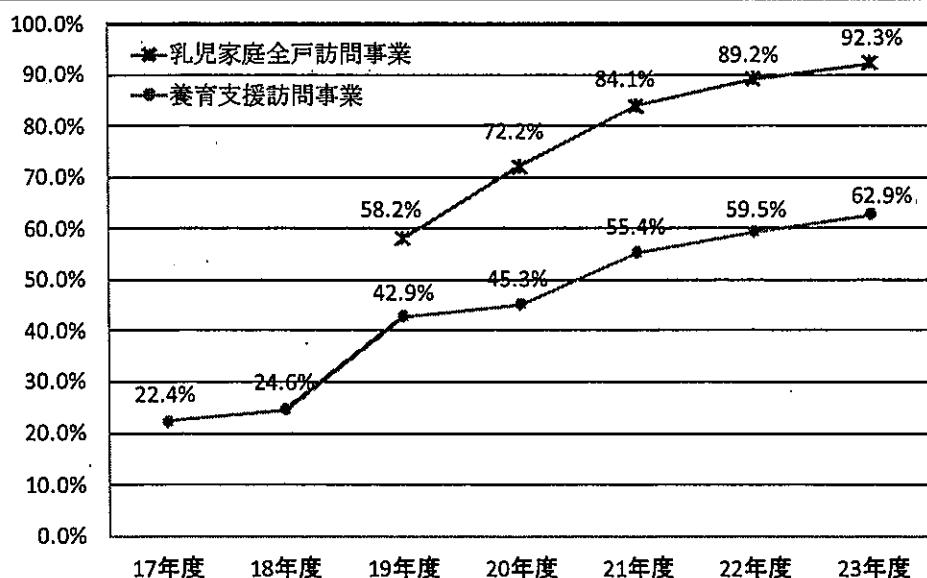
※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



27

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移

- 乳児家庭全戸訪問事業は平成19年度、養育支援訪問事業は平成16年度創設
- 両事業とも、平成21年度に児童福祉法に規定され、市町村は実施の努力義務



- ・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
- ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
- ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
- ・平成21年度以降の実施率は、雇用均等・児童家庭局総務課調。

28

⑥子育て短期支援事業

実施主体	運営主体	利用対象者	実施場所	事業従事者	実施年度	実施箇所数(平成24年度)
市町村 (特別区を含む)	事業の実施について、社会福祉法人、NPO等に委託可	児童の養育が一時的に困難となった場合等の児童又は母子	・児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等	児童養護施設、母子生活支援施設の児童指導員、保育士など	H7年度	・ショートステイ事業 6,723か所 ・切替行移事業 3,633か所 <small>(平成24年度実績ベース)</small>

事業概要	実際の取組のイメージ
<p>◎ 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者の疾病、仕事あるいは社会的理由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を短期間(原則7日以内)預かる。</p> <p>【対象事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の保護者の疾病 ・社会的事由(冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加等) ・身体上又は精神上の事由(育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等) ・家庭養育上の事由(出産、春假、事故、災害、失踪等) ・経済的问题等により、緊急一時的 	

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度からは「子育て支援交付金」の対象事業とされていたが、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行されている。

○相互援助活動の例

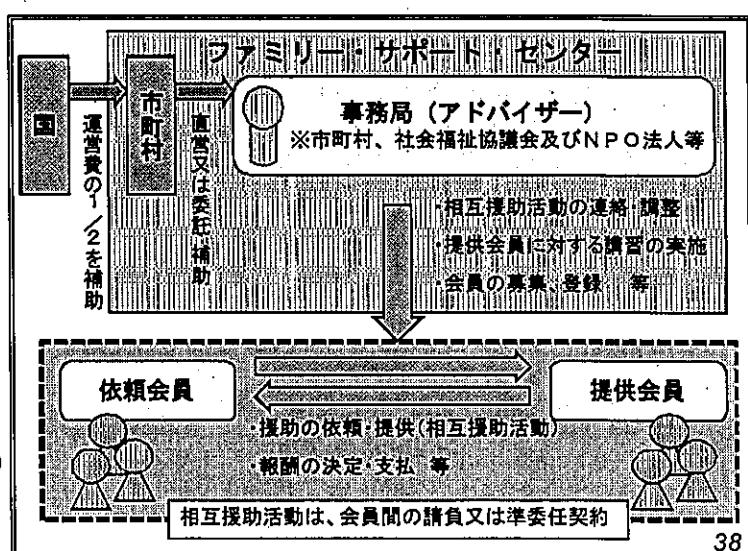
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施箇所数(平成24年度交付決定ベース)

- ・基本事業 699箇所
- ・病児・緊急対応強化事業 129箇所

○会員数(平成23年度末現在)()は平成22年度末現在

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 383, 321人(352, 683人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 129, 744人(114, 818人)
- ・両方会員 42, 585人(39, 889人)



⑧一時預かり事業

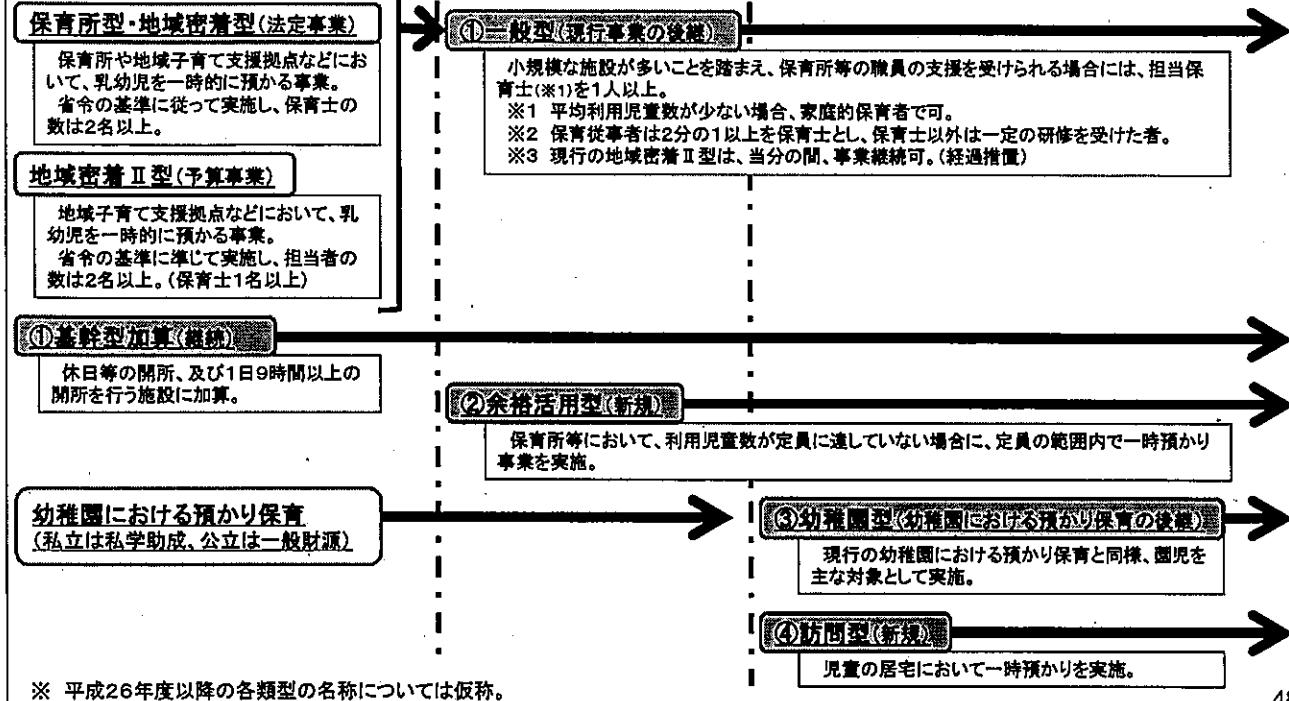
一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るために下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

現状

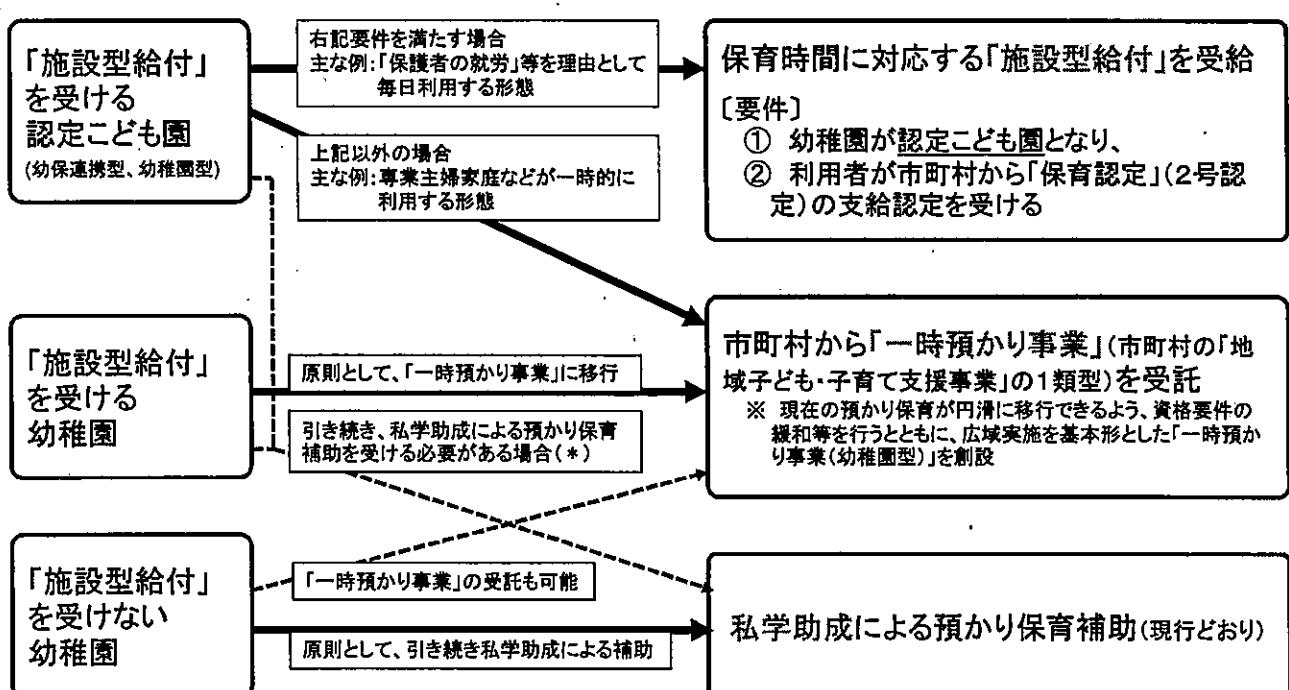
H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】



48

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

50

⑨延長保育事業

1. 事業の目的・内容

- 民間保育所における11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進するため以下の事業を実施
 - ①基本分：延長保育を実施するにあたり、保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業
 - ②加算分：11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業
- ※公立保育所における延長保育については、一般財源化。

2. 予算額等

- (24年度予算額) 213.7億円 → (25年度予算(案)額) 225.3億円
- 交付実績：12,062か所(平成24年度) ※民間保育所のみ
- 負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(国1/3、指定都市・中核市2/3)

3. 実施主体及び実施要件

- 実施主体：市町村(特別区も含む。)又は保育所を経営する者
- 実施要件
 - ①基本分：11時間の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配
 - ②加算分：延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置(保育士2名を下ることは不可)

37

⑩病児保育事業

(25年度予算額) 4,841百万円 → (26年度予算案) 5,196百万円

事業内容	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、病後児の場合は、病気の回復期であり、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めたおむね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めた者	市町村(特別区を含む)又は保育所を経営する者	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めた者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師：利用児童おむね10人につき1名以上配置 ■ 保育士：利用児童おむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時2名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ■ 保育所の医療室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること
交付実績(H24年度)	102か所 (病児対応型56か所、病後児対応型54か所) (延べ利用児童数：約49万人)	507か所	1か所
補助率	1/3 [国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (国1/3 指定都市・中核市2/3)]		

2

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることになった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

<主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は斟酌すべき基準）

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおむね1.65m以上

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
 - ※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
 - ※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所日数

- 原則1年につき250日以上
 - ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上
 - ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

51

「放課後子ども総合プラン」の全体像（参考）

■ 目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

■ 全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約90万人→約120万人）
 - 新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 小学校校区（約2万ヶ所）で一體的に又は連携して実施し、うち1万ヶ所以上を一体型で実施（約600ヶ所→1万ヶ所以上）を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実（約1万ヶ所→約2万ヶ所）

■ 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

■ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮が必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

■ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

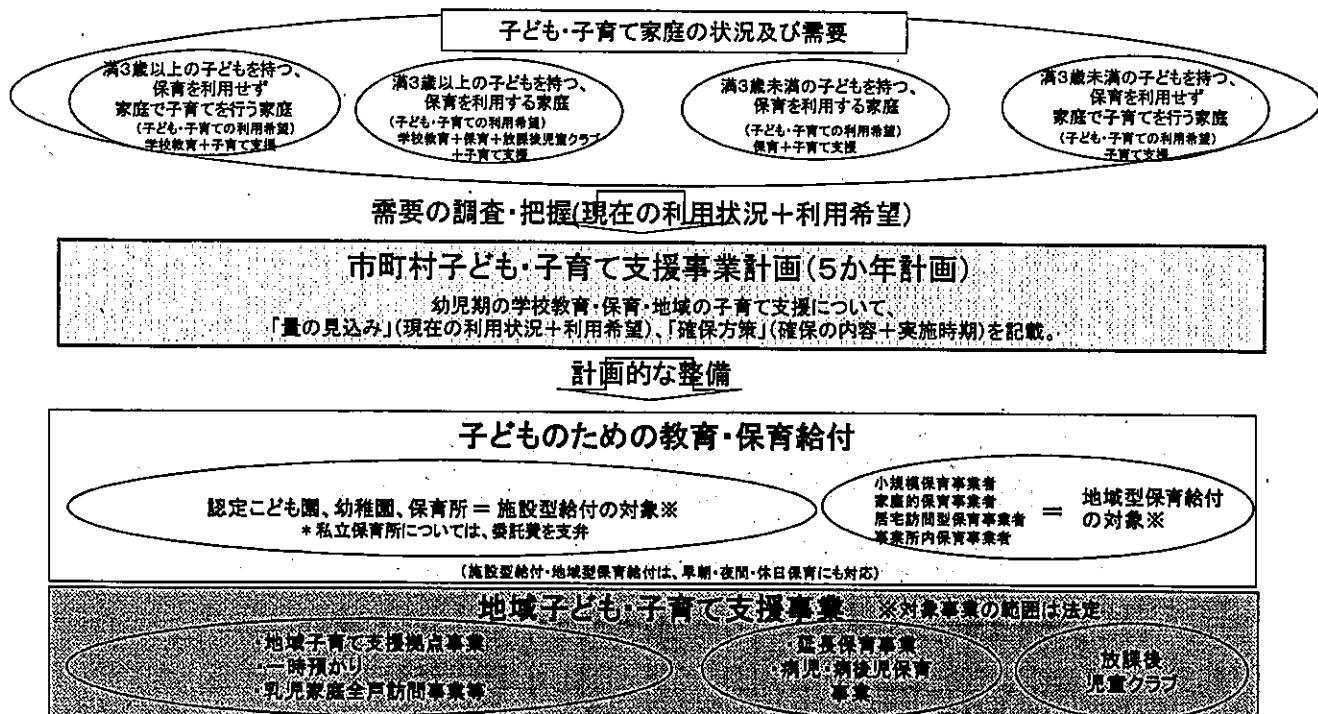
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



* 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

22

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント -「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参考標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3~5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0~2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3~5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

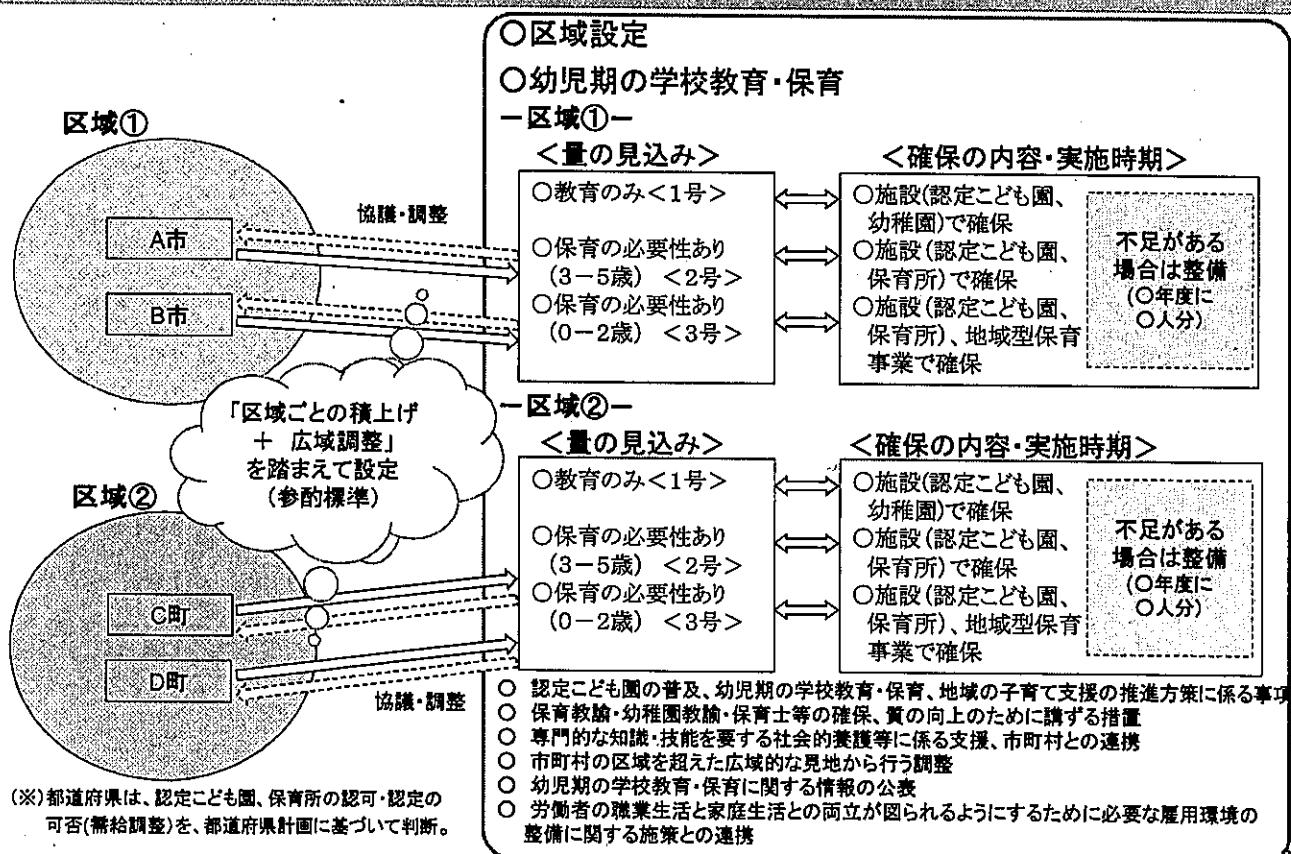
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

子ども・子育て支援の意義のポイント(基本指針)

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

21

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目（案）

- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。（詳細はp.90以降に記載）

所要額	量的拡充	質の改善※2
	0.4兆円程度※1	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%～5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進など
	●社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善など

量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※1 「量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げにより計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

※2 「質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

- 平成27・28年度において、「消費税率引き上げによる增收額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て決定。

55

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)
質の改善 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
(平成29年度とする理由)
 - ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
 - ・保育ニーズのピークは平成29年度末
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

子ども・子育て支援新制度 量的拡充と質の改善 【所要額推計】

(平成26年3月28日 子ども・子育て会議及び基準検討部会合同会議資料をもとに整理)

【0.3兆円の財源不足のため、見送りとなっている質の改善事項（主なもの）】

◆ 1歳児の職員配置基準の改善 (6:1→5:1に)	670億円	<まずは+3%アップ>
◆ 4、5歳児の職員配置基準の改善 (30:1→25:1に)	591億円	<一部実施>
◆ 職員の定着・確保のための給与水準の改善(+5%)	381億円	<一部実施>
◆ 地域の子育て支援・療育支援	447億円	<一部実施>
◆ 施設長、栄養士、その他職員の配置	340億円	<一部実施>
◆ 延長保育の充実	164億円	<一部実施>
◆ 放課後児童クラブの充実	193億円	<一部実施>
◆ 利用者支援事業	150億円	<一部実施>
◆ 社会的養護の充実	149億円	<一部実施>

【所要額推計の詳細】

<前 提>

- ◆ 平成25年度の実績をもとに、消費税増収額が満年度化する29年度時点での追加所要額を試算
(最終的には「市町村子ども・子育て支援事業計画」の積み上げ)
- ◆ 将来推計人口を反映し、幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き（物価変動は考慮しない）

… 0.7兆円で未対応又は一部対応の事項

単位:億円

【量的拡充及び質の改善に必要な各事項】		必要額 (1兆円超)	0.7兆円 での対応	不足分 (0.3兆円)
■ 量的拡充	合計	4,068	4,068	0
教育・保育	①1号認定(認定こども園、幼稚園) ②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	78 2,940	78 2,940	0 0
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業 ②放課後児童クラブ ③子育て短期支援事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥⑦保護児童に対する支援に資する事業 ⑧一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等> <幼稚園型(在籍園児分のみ)> ⑨病児保育事業 ⑩ファミリー・サポート・センター事業	217 157 4 13 12 18 127 217 124 16 24	217 157 4 13 12 18 127 217 124 16 24	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
社会的養護		121	121	0
■ 質の改善	合計	6,505	3,003	▲ 3,502
職員配置の改善	3歳児の職員配置の改善 (20:1→15:1) 1歳児の職員配置の改善 (6:1→5:1) 4、5歳児の職員配置の改善 (30:1→25:1)	700 670 591	700 670 591	0 ▲ 670 ▲ 691
研修の充実	保育士等の研修機会(年5日/人)確保のための代替職員配置 ⇒ ※年2日から実施	94	38	▲ 56
休日保育の充実	担当保育士の常勤化・利用者負担の一重徴収解消 ⇒ ※担当保育士の1人件費見直し	32	28	▲ 4
職員の定着・確保の仕組み	私立幼稚園・保育所等:認定こども園の職員給与の改善(+5%) ⇒ ※まずは3%で実施	952	571	▲ 381
保育認定の2区分に応じた対応	保育標準時間の延長保育基本分の給付化・非常勤保育士1人(3時間分)の加配 ⇒ ※まずは非常勤保育士1人加配	337	337	0
	保育短時間認定の利用者負担を標準時間認定の98.3%とした場合の所要額	26	26	0
小規模保育の体制強化	小規模保育・事業所内保育に認可定数の他、保育士1人を配置 地域型保育事業の連携施設に係る経費 地域型保育事業での障害児等の受け入れ(2人)に対し保育士1人を配置	134 8 23	134 8 23	0 0 0

単位:億円

【量的拡充及び質の改善に必要な各事項】		必要額 (1兆円超)	0.7兆円 での対応	不足分 (0.3兆円)
地域の子育て支援・療育支援	幼稚園・保育所:認定こども園の子育て支援主幹教諭・主任保育士の専任化 →※まずは幼稚園・保育所を加算で実施	307	43	▲264
	地域の子育て家庭支援活動費 →※活動費を見直し	59	18	▲41
	障害児等を受け入れ関係機関と連携・相談等を行う際の療育支援者(非常勤)加配 →※人件費見直し	231	89	▲142
小学校との接続の改善	保幼小連携推進のための非常勤講師1名(週3日)の人件費 →※まずは事務経費のみ	86	14	▲72
減価償却費、賃貸料等への対応	補助対象外法人や賃貸方式施設等の減価償却の一部上乗せ	58	58	0
事務負担への対応	私立幼稚園:認定こども園の保育料収取率控除員配置(幼稚園週5日・こども園6日) →※まずは週2日分	194	45	▲149
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所の施設長配置を標準化 →※まずは病院費用	135	40	▲135
	栄養士を配置・給食を実施する施設の栄養士(非常勤)人件費 →※まずは病院費用	73	22	▲51
	半数の保育所に保育士の負担軽減のため園児業務を行う保育士配置者を配置	154	0	▲154
第三者評価等の推進	3年に1度の第三者評価受審費用の支拂 →※まずは25年に1度の半額補助	42	12	▲30
低所得者世帯の負担軽減拡充		※今後検討	※今後検討	—
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額	保育単価限度額で保育料を徴収されている階層からの徴収の増加分(質の改善により引上げる保育単価の減に充てる)	▲ 226	▲ 197	29
延長保育の充実	延長保育利用児童が多い施設への加配(非常勤保育士1名)	164	0	▲164
放課後児童クラブ事業の充実	18時半を超える開所するクラブへの常勤1名の配置による「小1の壁」解消 →※まずは取組に応じ常勤配置の追加費用又は非常勤1名の処遇改動	406	270	▲136
	5人以上の障害児を受け入れた場合の障害児対応職員1名の加配	20	20	0
	大都市で待機児童が5人以上いるクラブの分割運営のための賃借料補助	18	0	▲18
一時預かり事業の充実	19人以下のクラブへの非常勤職員1名加配 常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	14	14	0
	保育所以外の施設の事業経費	12	0	▲12
	幼稚園型一時預かり事業の補助単価改善(小規模園への配慮等)	37	37	0
病児保育の充実	基本分の補助単価改善(病児対応型・病後児対応型)	117	117	0
	看護師等の1名以上配置(体調不良児対応型)※現在は2名以上配置施設に補助	56	56	0
	ファミリー・サポート・センター事業の充実	4	0	▲4
利用者支援事業	情報提供・相談・関係機関との調整等を行う職員の配置(2中学校区に1カ所) →※まずは3中学校区に1カ所	342	192	▲150
実費徴収に伴う補足給付事業	市町村民税非課税世帯への学用品・通園費・給食費等の全額補助 →※まずは生活保護世帯への半額補助	103	3	▲100
多様な主体の参入促進事業	認可保育所・小規模保育事業等、新規施設の巡回支援を行う職員の配置	5	5	0
	認定こども園での特別支援児童の受け入れ支援(私学助成対象外の施設)	5	5	0
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業従事者の研修機会(年5日/人)確保ための代替職員配置	19	10	▲19
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)	222	222	0
	児童養護施設へのチーム責任者1名配置(H27~6年間で全実施)	19	0	▲19
	児童養護施設・乳児院への里親支援担当職員1名配置(H27~5年間で全実施) →※H27~15年間で全実施	21	7	▲14
	児童養護施設に自立支援担当職員1名配置(H27~6年間で全実施)	24	0	▲24
	児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設に心理療法担当職員1名配置 (H27~5年間で全実施)	11	0	▲11
	小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の増加(H41までに全施設小規模化、本体施設ノルマフローム・里親等を1/3減らす) →※増加率の見直し	84	48	▲41
	民間児童養護施設の雇用給与の改善(+5%) →※まずは3%	82	43	▲39
	施設に入所している大学進学者等への特別育成費・自立生活支援支援費支給	0.7	0	▲0.7
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合の保育士人員配置の引上げ	0.3	0	▲0.3
	所要額 合計 (量的拡充+質の改善)	10,573	7,071	▲ 3,502

これまでの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

- 3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）
3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出
5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書（自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者会合）
6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（議員立法）」
国会提出
6月22日 「子ども・子育て支援法」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案（議員修正）国会提出
6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決
7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑
7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始
8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立
8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者会合)

二、社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、安定財源の確保に努める。
⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋
附則
(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的・質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議
(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

4. 少子化危機突破のための緊急対策
(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)（抜粋）

5. 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月
（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・
保育・子育て支援の質・量の充実を図るために財源と
して、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め
1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書
(平成25年8月6日)（抜粋）

3. 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保
(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進
が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子
ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみなら
ず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる
財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を
今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～
(平成26年6月24日)（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

(略) 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

■ 内閣府 子ども・子育て会議 委員名簿（平成27年4月9日付）

有識者等	東京大学 大学院教育学研究科教授 秋田 喜代美	アキタ キヨミ 再任	業界 関係者	全国国公立幼稚園長会 会長 佐々木 真佐子	イワキ マコ子 岩城 真佐子
	恵泉女学園大学 大学院平和学研究科教授 大谷 向 雅美	オオダカタ マツミ 再任		全国私立保育園連盟 常務理事 塚本 秀一	イマモト シュウイチ 塚本 秀一
	白梅学園大学 子ども学部教授 会長 無藤 隆	ムトウ タカシ 再任		全国小規模保育協議会 理事長 鈴崎 弘樹	スズキ ヒロキ 鈴崎 弘樹
	淑徳大学 総合福祉学部教授 柏木 重峰	カシワベ レイホウ 再任		日本保育協会 女性部副部長 山内 五百子	ヤマウチ イチコ 山内 五百子
	中央大学 大学院戦略経営研究科教授 佐藤 博樹	ソトウ ヒロキ 再任		全国保育協議会 副会長 佐藤 秀樹	ソトウ ヒデキ 再任
	日本商工会議所 若者・女性活躍推進専門委員会委員 峰谷 真弓	ハチバ マユミ 再任		全日本私立幼稚園PTA連合会 副会長 月本 喜久	イマモト ハク 月本 喜久
	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 小室 淑恵	コムロ ヨシエ 再任		NPO法人全国認定こども園協会 副代表理事 王子 重子	オカジ ナオコ 王子 重子
	日本テレビ報道局解説委員 宮島 香澄	ミヤマツ カミコ 再任		全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 坪井 久也	タモリ ヒサオ 坪井 久也
	日本労働組合総連合会 副事務局長 高尾 利子	タカオ ヨシナ 再任		公益社団法人全国幼児教育研究協会 理事 加藤 篤彦	カトウ アツヒコ 加藤 篤彦
	一般社団法人日本経済団体連合会 子育て支援部会長 中川 剛正	ナガハラ タカシ 再任			
	NPO法人ファーリング・ジャパン理事 中川 康之	ナガハラ カンジ 再任			
	社会福祉法人健光園京都市北白川児童館長 中川 哲良	ナガハラ チカラ 再任			
	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 奥山 千鶴子	オカミヤ マチコ 再任			
地方団体	高知県知事 尾崎 正直	オオザキ マサナオ 再任			
	宇都宮市長 佐藤 実	ウツブニシ ハヂメ 再任			
	聖籠町長 *全国町村会行政委員会委員 渡邉 康吉	ワタナベ ハヤシ 再任			
業界 関係者	全国国公立幼稚園長会 会長 岩城 真佐子	イワキ マコ子 再任			
	全国私立保育園連盟 常務理事 塚本 秀一	イマモト シュウイチ 再任			
	全国小規模保育協議会 理事長 鈴崎 弘樹	スズキ ヒロキ 再任			
	日本保育協会 女性部副部長 山内 五百子	ヤマウチ イチコ 再任			
	全国保育協議会 副会長 佐藤 秀樹	ソトウ ヒデキ 再任			
	全日本私立幼稚園PTA連合会 副会長 月本 喜久	イマモト ハク 月本 喜久			
	NPO法人全国認定こども園協会 副代表理事 王子 重子	オカジ ナオコ 王子 重子			
	全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 坪井 久也	タモリ ヒサオ 坪井 久也			
	公益社団法人全国幼児教育研究協会 理事 加藤 篤彦	カトウ アツヒコ 加藤 篤彦			

<子ども・子育て会議 専門委員> ※部会にのみ参加

一般社団法人全国病児保育協議会 会長 今村 定臣	イマムラ ダイジ 今村 定臣
公益社団法人日本医師会 常任理事 井上 審	イマミハラ シン 井上 審
高松市教育長 井口 伸一	イモリ ヒヂル 井口 伸一
公益社団法人日本助産師会 専務理事 木村 義泰	キムラ シキイ 木村 義泰
公益社団法人全国保育サービス協会 理事 坂本 秀美	イマモト ヒデミ 坂本 秀美
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 事務局長 水嶋 晶子	ミズシマ ハサコ 水嶋 晶子
全国認定こども園連絡協議会 会長 木村 義泰	キムラ シキイ 木村 義泰
一般社団法人日本こども育成協議会 会長 廣島 清次	ヒロシマ シンジ 廣島 清次
全国児童養護施設協議会 副会長 武藤 素明	ムトウ ソウメイ 武藤 素明

16

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」又は同法の規定により意見を聴くべき保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者（「地方版子ども・子育て会議」）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行。
- 地方版子ども・子育て会議の役割は、次のとおりである。

<地方公共団体向けQ & A(平成25年4月内閣府)>

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

A

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聽かなければならぬとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。

「子育て支援員」研修について

資料 2

趣旨

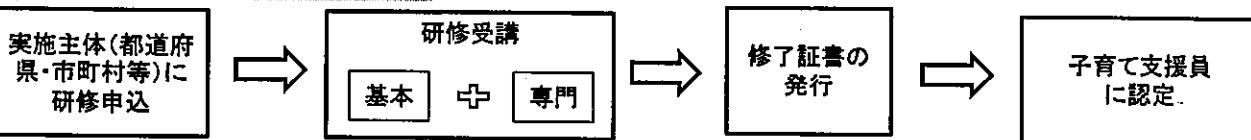
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護について、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

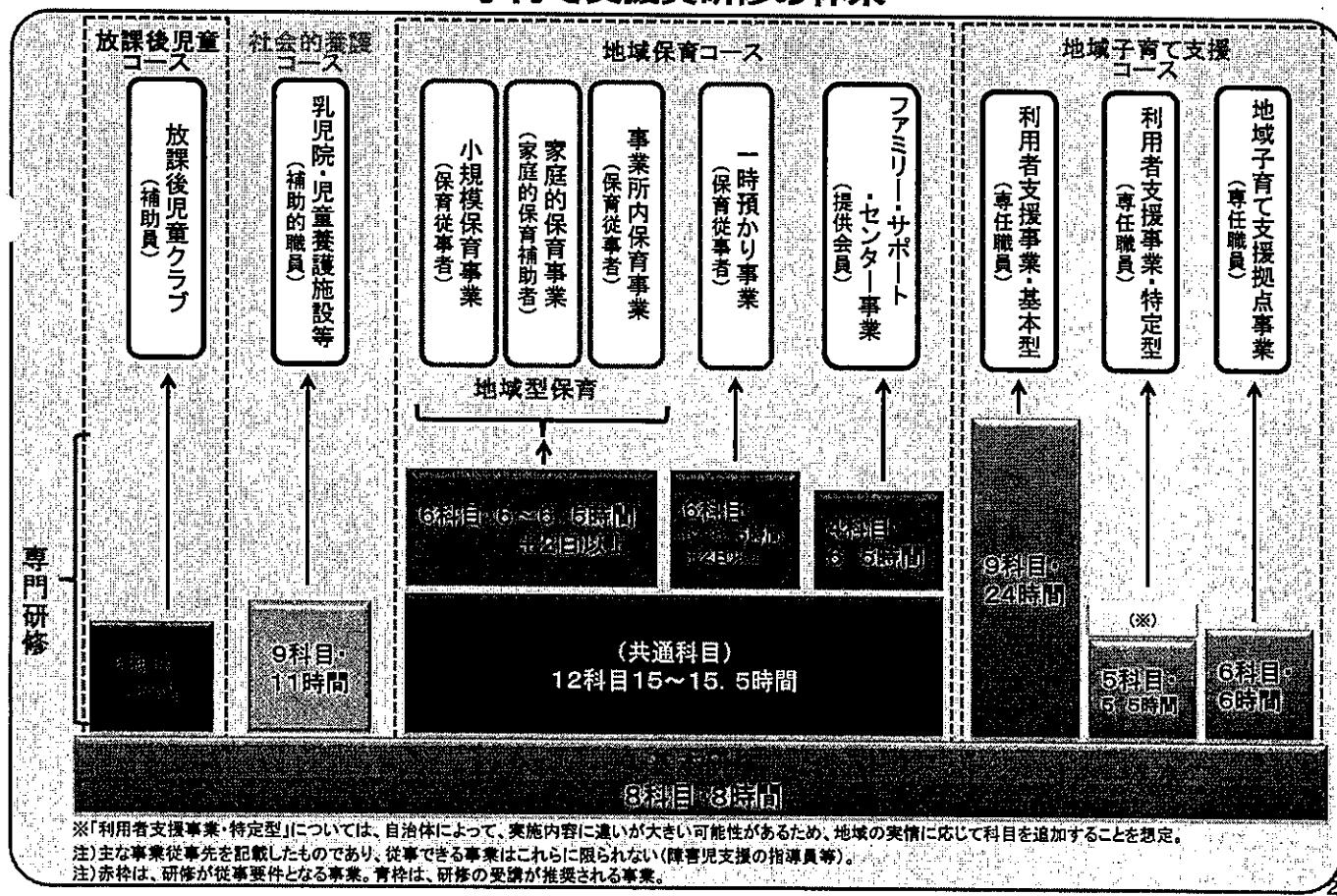
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



平成27年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けます。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の增收額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向けます。

〈27年度消費税增收分の内訳〉

〈增收額計：8.2兆円〉

- 基礎年金国庫負担割合2分の1
(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)
- 社会保障の充実
・子ども・子育て支援の充実
・医療・介護の充実
・年金制度の改善
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
・診療報酬・介護報酬・年金・子育て支援等についての物価上昇に伴う増
- 後代への負担のつけ回しの軽減
・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3兆円

1.35兆円

0.35兆円

3.4兆円

(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

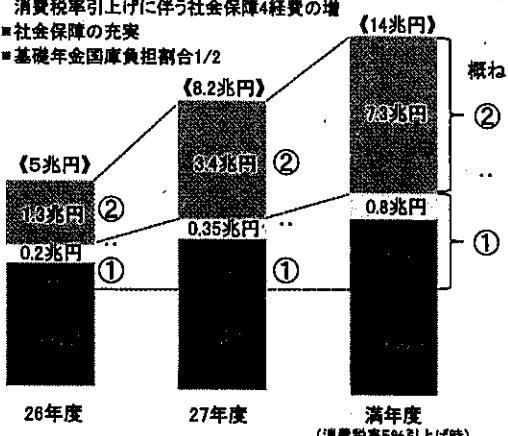
（参考）算定方法のイメージ

■後代への負担のつけ回しの軽減

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

■社会保障の充実

■基礎年金国庫負担割合1/2



5

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

- 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税增收分は1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税增收分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

→ 市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向けて、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

→ 地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民健康保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

→ 低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

- 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。
- 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

6

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 (注1)	(参考) 平成26年度 予算額	
			国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649
	社会的養護の充実	283	142	142
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	6
医療・介護	病床の機能分化・連携 在宅医療の推進等			
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301
	・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115
医療・介護サービスの提供体制改革	地域包括ケアシステムの構築			
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241
	・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520
医療・介護	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
	国民健康保険の財政支援の拡充	1,864	1,032	832
医療・介護保険制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0
	高額療養費制度の見直し	248	217	31
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154
	年 金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20
	合 計	13,620	6,786	6,833

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)、計数は、四捨五入の関係により、繰数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆選択性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税增收分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成27年度は全国内閣府に計上、平成26年度は1,043億円は内閣府、304億円は厚生労働省に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(65億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各都道府県に計上。

(注5) 平成26年度における「地域医療介護総合確保基金(医療分)」については、上記に加え、公費360億円の上乗せ措置を別途実施し、基金規模は合計804億円。

7

平成27年度における「社会保障の充実」関係施策

【金額は国費】

子ども・子育て支援の充実

(子ども・子育て支援新制度の実施)

【2,195億円】

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

② 地域子ども・子育て支援事業(市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援)

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月予定)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

① 量的拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。

※「待機児童解消加速化プラン」の推進に必要な、①保育所等の施設整備や小規模保育の改修等、②「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策、③認可を目指す認可外保育施設への支援、幼稚園における長時間預かり保育の推進に必要な経費についても、別途適切に確保。

8

② 質の改善

子ども・子育て支援新制度の基本理念である質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。
(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

○ 教育・保育関係

・3歳児に対する職員の改善

認定こども園、幼稚園、保育所における3歳児に対する職員配置を現行の20:1から15:1に改善する。

・職員の定着・確保のための給与の改善

民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に勤務する職員給与の改善（平均3%相当の改善）を行う。

・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善

・研修機会の充実

・小規模保育の体制強化

保育所の配置基準を超えて保育士を1名配置するほか、障害児を受け入れている場合の職員の加配等を行う。

・減価償却費、賃借料の算定

施設整備費補助金を受けない施設を対象に、減価償却費相当額や賃借料相当額を加算する。

○ 地域の子ども・子育て支援関係

・放課後児童クラブの充実

18時半を超えて開所するクラブに追加的な支援を行うほか、小規模なクラブへの職員の加配等を行う。

・病児・病後児保育の充実

補助単価の引上げを行うほか、保育所における看護師の配置を推進する。

・利用者支援事業の推進

地域の子育て支援事業等の情報収集を及び利用に当たっての相談・助言等を行う利用者支援事業を推進する。

9

(社会的養護の充実)

【142億円】

○ 児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

(子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の改善事項はすべて実施)

(主な質の改善事項)

・児童養護施設等の職員配置の改善

児童養護施設等の職員配置について、現行の5.5:1を4:1に引き上げる等の改善を行う。

・児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進

児童養護施設等における小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増を図る。

・職員の定着・確保のための給与の改善

民間児童養護施設等に勤務する職員給与の改善（平均3%相当の改善）を行う。

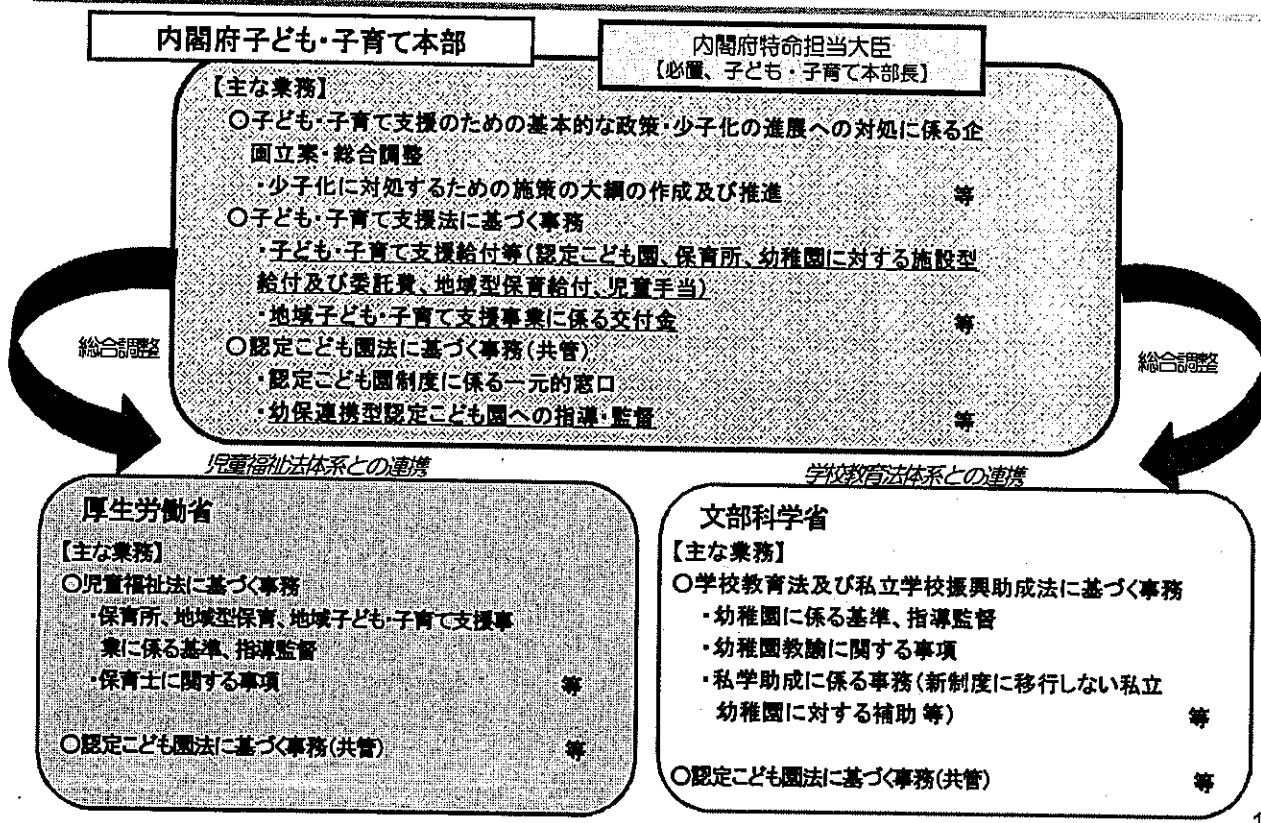
(育児休業中の経済的支援の強化)

【56億円※国共済組合の適用分は各省庁に計上】

○ 男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50%→67%）を平成26年度に引き続き実施する。

10

(参考1) 子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について



11

(参考2)

これまでの会議の開催経過

子ども・子育て会議および基準検討部会(平成25年度)

平成25年4月26日 子ども・子育て会議(第1回)

- (1)会議の運営について
- (2)基本指針について
- (3)被災地子ども・子育て懇談会(福島県)について

平成25年5月8日 子ども・子育て会議基準検討部会(第1回)

- (1)基準検討部会の運営について
- (2)新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3)地域型保育事業の認可基準について
- (4)公定価格・利用者負担について
- (5)地域子ども・子育て支援事業について

平成25年5月31日 子ども・子育て会議(第2回)

- (1)基本指針(計画作成指針関係)について
- (2)基本指針(子ども・子育て支援の意義関係)について
- (3)保育の必要性の認定について
- (4)確認制度について
- (5)被災地子ども・子育て懇談会(岩手県)について

平成25年6月21日 子ども・子育て会議(第3回)

- (1)基本指針について
- (2)保育の必要性の認定について
- (3)確認制度について
- (4)被災地子ども・子育て懇談会(宮城県)について

平成25年6月28日 子ども・子育て会議基準検討部会(第2回)

- (1)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (2)小規模保育事業について
- (3)確認制度について
- (4)地域子ども・子育て支援事業について

平成25年7月5日 子ども・子育て会議(第4回)

- (1)基本指針について
- (2)保育の必要性の認定について
- (3)確認制度について

平成25年7月26日 子ども・子育て会議基準検討部会(第3回)

- (1)小規模保育事業について
- (2)地域子ども・子育て支援事業について
- (3)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (4)確認制度について

平成25年7月26日 子ども・子育て会議(第5回)

- (1)基本指針について
- (2)保育の必要性の認定について
- (3)確認制度について

平成25年8月29日 子ども・子育て会議基準検討部会(第4回)

- (1)小規模保育事業について
- (2)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3)地域子ども・子育て支援事業(利用者支援)について

平成25年9月13日 子ども・子育て会議(第6回)

- (1)保育の必要性の認定について
- (2)確認制度について

平成25年9月20日 子ども・子育て会議基準検討部会(第5回)

- (1)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (2)地域型保育について
- (3)確認制度について
- (4)公定価格について

平成25年10月3日 子ども・子育て会議(第7回)

- (1)保育の必要性の認定について
- (2)確認制度について

平成25年10月18日 子ども・子育て会議基準検討部会(第6回)

- (1)公定価格について
- (2)地域型保育について
- (3)確認制度について
- (4)地域子ども・子育て支援事業について(一時預かり事業等)

子ども・子育て会議および基準検討部会(平成25年度)

平成25年11月15日 子ども・子育て会議基準検討部会(第7回)

- (1)公定価格について
- (2)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3)地域型保育について
- (4)地域子ども・子育て支援事業について(放課後児童クラブ等)

平成25年11月26日 子ども・子育て会議(第8回)

- (1)保育の必要性の認定について
- (2)共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について
- (3)確認制度について
- (4)幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の審議の経過について(報告)

平成25年11月25日 子ども・子育て会議基準検討部会(第8回)

- (1)地域型保育について
- (2)地域子ども・子育て支援事業について(一時預かり事業等)
- (3)公定価格について

平成25年12月11日 子ども・子育て会議基準検討部会(第9回)

- (1)地域型保育事業について
- (2)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3)確認制度について
- (4)地域子ども・子育て支援事業について

平成25年12月16日

子ども・子育て会議(第9回)、基準検討部会(第10回)合同会議

- (1)保育の必要性について
- (2)公定価格について
- (3)放課後児童クラブについて(報告)
- (4)地域子ども・子育て支援事業について

平成25年12月26日

子ども・子育て会議(第10回)、基準検討部会(第11回)合同会議

- (1)地域型保育事業について
- (2)地域子ども・子育て支援事業について
- (3)確認制度について
- (4)幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (5)保育の必要性の認定について
- (6)公定価格について

*地域型保育・地域子ども・子育て支援事業、確認制度、幼保連携型認定こども園の認可基準についてとりまとめ

平成26年1月15日

- 子ども・子育て会議(第11回)、基準検討部会(第12回)合同会議
- (1)保育の必要性の認定について
 - (2)公定価格について
- *保育の必要性の認定についてとりまとめ

平成26年1月29日

- 子ども・子育て会議(第12回)、基準検討部会(第13回)合同会議
- (1)幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定について
 - (2)公定価格・利用者負担について

平成26年2月14日 子ども・子育て会議基準検討部会(第14回)

- (1)公定価格・利用者負担について

平成26年2月24日 子ども・子育て会議基準検討部会(第15回)

- (1)公定価格・利用者負担について

平成26年3月12日 子ども・子育て会議基準検討部会(第16回)

- (1)公定価格・利用者負担について

平成26年3月24日

子ども・子育て会議(第13回)、基準検討部会(第17回)合同会議

- (1)公定価格・利用者負担について

平成26年3月28日

子ども・子育て会議(第14回)、基準検討部会(第18回)合同会議

- (1)公定価格・利用者負担について
- *公定価格の骨格案についてとりまとめ

子ども・子育て会議および基準検討部会(平成26年度)

平成26年4月23日 子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)

- (1)公定価格について

平成26年5月26日

子ども・子育て会議(第15回)、基準検討部会(第20回)合同会議

- (1)公定価格・利用者負担について

平成26年6月30日 子ども・子育て会議(第16回)

- (1)子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について
- (2)保育事故再発防止のための取組について
- (3)次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について

平成26年7月31日

子ども・子育て会議(第17回)、基準検討部会(第21回)合同会議

- (1)処遇改善等加算・使途制限等のあり方について
- (2)利用者負担について
- (3)次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について

平成26年9月17日

子ども・子育て会議(第18回)、基準検討部会(第22回)合同会議

- (1)処遇改善等加算・使途制限等のあり方について
- (2)私立幼稚園の意向調査結果について
- (3)認定こども園についての対応状況について

平成26年10月24日

子ども・子育て会議(第19回)、基準検討部会(第23回)合同会議

- (1)特例給付・特例地域型保育給付について
- (2)認定こども園に係る対応について

平成26年11月28日

子ども・子育て会議(第20回)、基準検討部会(第24回)合同会議

- (1)市町村子ども・子育て支援事業計画について
- (2)教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会
中間とりまとめについて

計 36回